

通 所 介 護 契 約 書

利用者 _____

事業者 デイサービスセンター おんじゃく

(以下、「利用者」といいます)と、デイサービスセンターおんじゃく(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所型現行相当サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の有効期間満了日までとします。
2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(個別サービス計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」に沿って「個別サービス計画」を作成します。事業者はこの「個別サービス計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

(提供場所、内容、記録、保存)

第4条 提供場所は、デイサービスセンターおんじゃくです。所在地及び設備の概要は〔重要事項説明書〕のとおりです。
2 事業所は、第3条に定めた個別サービス計画に沿って通所介護を提供します。事業所は個別サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。
4 事業所は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
5 事業所は、個別サービスの提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
6 利用者は、事業者の営業時間にその事業所にて、利用者に関する5項のケース処遇記録を閲覧できます。
7 利用者は、当該利用者に関する5項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金及び料金の変更)

第5条 利用者は、サービスの対価として〔重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算さ

れた月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業所は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 事業者は、利用者に対して、1ヶ月までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 6 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金の基づく〔重要事項説明書〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 7 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

（サービスの中止）

- 第6条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）に通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔重要事項説明書〕に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第5条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
 - 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔重要事項説明書〕に記載したとおりとします。

（契約の終了）

- 第7条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
 - 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかにな

った場合

- ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要介護と認定された場合
- ③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

（秘密保持）

第8条 事業者及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

（緊急時の対応）

第10条 事業者は、現に個別サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（連 携）

- 第11条 事業者は、個別サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第7条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

（相談・苦情対応）

第12条 事業者は、利用者または利用者の家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防通所介護に関する利用者または利用者の家族の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

なお、当センターの相談・苦情窓口は下記の通りです。

名称： デイサービスセンター おんじゃく

電話： 0964-46-3505

(契約外条項)

第13条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

〔事業者名〕 デイサービスセンター おんじゃく (事業所番号) 4372301434

〔住所〕 下益城郡美里町中小路897

〔代表者名〕 医療法人 愛生会

理事長 村 井 映

利用者

〔住所〕

〔氏 名〕

家族代表者及び代筆者

〔住所〕

〔氏 名〕

続柄：